

清須市地球温暖化対策実行計画

平成29年3月
改定 令和元年6月
改定 令和2年10月
愛知県 清須市

—目次—

第1章 計画の基本的事項

- 1. 計画策定の背景 ————— 1
- 2. 目的 ————— 2
- 3. 計画期間 ————— 3
- 4. 計画の対象範囲 ————— 3
- 5. 対象となる温室効果ガス ————— 3
- 6. 計画で用いるガイドライン ————— 4

第2章 温室効果ガス排出量の削減（抑制）目標

- 1. 取組方針 ————— 5
- 2. 目標 ————— 6

第3章 計画の推進体制

- 1. 組織図 ————— 7
- 2. 構成図 ————— 8

第4章 計画の進行管理

- 1. 進行管理の仕組み ————— 9

第5章 取組内容

- 1. 職員共通の取組 ————— 10
- 2. 庁舎・施設管理等所管職員の取組 ————— 11
- 3. 評価票及び記録票の作成 ————— 13
- 4. 事務局の取組 ————— 16

別添

- 評価票 ————— 17
- 記録票 ————— 18

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景

地球温暖化の防止にかかる国際的な動向として、京都議定書（1997年採択）以来18年ぶりとなる気候変動に関する国際的枠組み「パリ協定」が、2015年12月、第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で採択されました。

この協定には気候変動の枠組条約に加盟する196ヶ国全てが参加し、多国間での国際的な協力のもとに気候変動の脅威に対し世界全体での対応を強化していくこととしています。

我が国においては、国際的な動向に先立ち、排出量削減目標として2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で26.0%削減することとし、各主体が取り組むべき対策・施策を明確にして、2016年5月に地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進するため、「地球温暖化防止実行計画」を策定し同月13日に閣議決定しました。

本市においても、平成24年3月に地球温暖化防止実行計画を改定しましたが、こうした背景を踏まえ、新たに計画期間を見直し、これまでの取り組み状況を整理し、成果が不十分であった事項の取り組みを一層強化することにより、市自らが事務事業に伴う環境負荷を率先して低減し、温室効果ガス排出量の抑制に努めていきます。

2. 目的

本市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年 10 月 9 日法律第 117 号。以下「法」という）に基づき、庁内の省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化等に関わる取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減（抑制）するため、「清須市地球温暖化対策実行計画」（以下「本計画」という。）を策定し、市自らが事業者・消費者として、職員全員の参加で地球温暖化防止に向けた取組を計画的に実行することにより、市の事務事業に伴う温室効果ガス排出抑制を図り、取組みを推進していきます。

また、取組み方針は温室効果ガス排出抑制技術の進捗及び排出抑制目標の達成状況や、国等の温室効果ガスの削減目標等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

第 4 条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

第 21 条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～7 略

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

9 略

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

3. 計画期間

本計画は、平成 29 年度（2017 年度）から平成 33 年度（2021 年度）の 5 年
間を計画期間とし、基準年度は平成 27 年度（2015 年度）とします。

4. 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は本市が行う全ての行政事務とし、出先機関等を含めた全
ての組織及び施設を対象とします。ただし、「清須市公の施設の指定管理者の
指定の手続等に関する条例」により市が直接、管理運営を行っていないもの
については、対象から除外します。

5. 対象となる温室効果ガス

本計画では、法第 2 条第 3 項で定める次の 7 種類の温室効果ガスを対象とし
ます。

ただし、本市の温室効果ガス排出量の算定対象は、二酸化炭素、メタン、一酸
化二窒素とし、排出量が極めて少なく算定が難しいガス種を除きます。

ガス種類	人為的な発生源	
二酸化炭素 (CO2)	エネルギー起源	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。排出量が多いため、京都議定書により対象とされる 6 種類の温室効果ガスの中では温室効果への寄与が最も大きい。
	非エネルギー起源	廃プラスチック類の焼却等により排出される。
メタン (CH4)	自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約 21 倍の温室効果がある。	
一酸化二窒素 (N2O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約 310 倍の温室効果がある。	
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約 140～11,700 倍の温室効果がある。	
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。 二酸化炭素と比べると重量あたり約 6,500～9,200 倍の温室効果がある。	
六フッ化硫黄 (SF6)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約 23,900 倍の温室効果がある。	
三フッ化窒素 (NF3)	半導体製造でのドライエッチングや CVD 装置のクリーニングにおいて用いられている（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。	

6. 計画で用いるガイドライン

本計画は、環境省が作成した「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・改訂のための手引き」及び「実行計画策定マニュアル及び温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」、並びに環境省・経済産業省が作成した「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」に従って算定します。

また、本計画で用いる温室効果ガスの排出係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に基づく排出係数を活用し、本計画で用いる温室効果ガス排出量は、二酸化炭素に換算して積算します。

国の目標設定については、平成28年5月13日に閣議決定した「地球温暖化対策計画」の中で、中期目標として2030年度に2013年度比で26%削減することが盛り込まれ、長期的目標として2050年度までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置付されています。

本市については、国の中期目標設定を鑑み、一年度ごとの排出量の削減率を $\Delta 1.5\%$ と見立て、基準年度である2015年度(平成27年度)から2021年度(平成33年度)までの6年間の削減率を $\Delta 9\%$ に設定します。

第2章 温室効果ガス排出量の削減（抑制）目標

1. 取組方針

取組み方針	方針の目的
①省エネルギー・省資源を推進	<ul style="list-style-type: none"> ○施設におけるエネルギー使用量の抑制（電気、ガスなど）により温室効果ガス排出量の削減を図る。 ○公用車の使用燃料使用量を削減するため低燃費、低公害車を導入等により、温室効果ガス総排出量の削減を図る。 ○日常的に節水に励み水を有効的に利用する。 ○両面コピー、両面印刷を励行し紙を有効に利用する。 ○併せて、資源の有効利用等を図る。
②廃棄物削減・リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみの発生抑制、リユース・リサイクル、適正処理を推進することにより、資源の有効利用や外部への環境負荷排出削減を図る。
③ノーマイカーデーの実施	<ul style="list-style-type: none"> ○職員のノーマイカーデーの実施を徹底し、温室効果ガス総排出量の削減を図る。
④グリーン購入の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○環境負荷の少ない事務用品等を適正な量だけ購入する（グリーン購入）ことにより、資源への負荷の低減を図る。
⑤建物の建築、管理等	<ul style="list-style-type: none"> ○雨水利用、雨水地下浸透に配慮した施設整備を推進する。 ○敷地内の緑化に努める。 ○省エネルギー・自然エネルギー設備の導入を推進する。 ○環境への負荷の少ない作業（低公害型の工法や建築機械等の採用）を推進する。 ○建築廃棄物の排出抑制、再生材等の利用を促進する。
⑥職員に対する意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○職員への環境教育を計画的に実施するとともに、地球温暖化に関する情報を提供する。 ○環境保全活動に積極的に参加する。

① 職員一人ひとりの取組の励行

職員一人ひとりが職場での事務事業の執行の際、または庁舎、施設等の設備機器の運転等を適切に行い、温室効果ガス排出量の削減（抑制）を推進します。

② 継続的な改善

本市職員等の取組状況を確認しつつ、毎年エネルギー使用量等に基づき温室効果ガス排出量を算定し、その結果を職場で共有することにより削減（抑制）を進める取組を継続的に改善していきます。

③ 取組の公表

住民や事業者等への率先垂範となるべく、温室効果ガス排出量の実態、取組成果等を広く公表します。

2. 目標

本計画では、「平成27年度を基準として温室効果ガス排出量を9%削減する。」ことを全体目標とします。この「9%」は、ガイドラインに述べた△9%設定と前計画の温室効果ガス総排出量等の削減実績値により達成の見込みがあると見なします。

なお、この目標は各部署・管理部門ごとの削減目標ではありませんが、具体的に取組みを進める際の目標の目安として念頭に置くこととします。

目 標 平成27年度を基準として令和3年度までに9%削減します。

【取組項目と数値目標】

取組項目	平成27年度実績	令和3年度目標	数値目標
温室効果ガス総排出量 (二酸化炭素換算)	735,851 kg-CO ₂	669,624 kg-CO ₂	△9.0%
電気使用量	1,058,750 kWh	963,463 kWh	△9.0%
冷暖房等燃料使用量 (重油)	6,550ℓ	5,961ℓ	△9.0%
冷暖房等燃料使用量 (都市ガス)	55,620 m ³	50,614 m ³	△9.0%
公用車燃料使用量 (ガソリン・軽油)	28,346ℓ	25,795ℓ	△9.0%
用紙類使用量 (コピー用紙等)	1,066,862 枚	970,844 枚	△9.0%
水道使用量	8,299 m ³	7,552 m ³	△9.0%

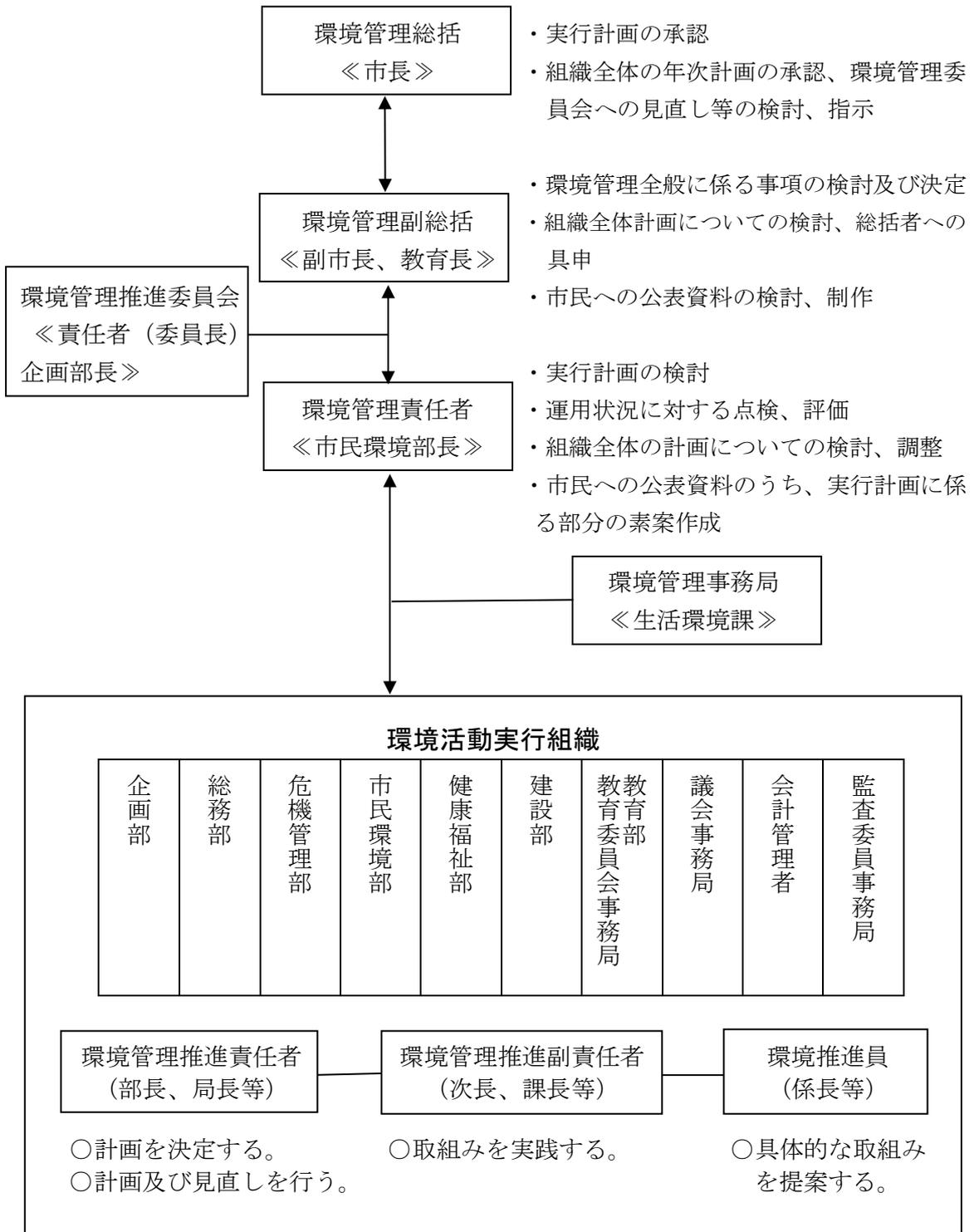
【前計画の削減実績値】

取組項目	基準値 (平成22年度)	実績値 (平成27年度)	増減量	増減率 (%)
温室効果ガス総排出量	947,981 kg-CO ₂	777,246 kg-CO ₂	△170,735 kg-CO ₂	△18.01
電気使用量	1,241,859 kWh	1,058,750kWh	△183,109 kWh	△14.74
燃料使用量	38,804ℓ	34,896ℓ	△3,908ℓ	△10.07
都市ガス使用量	81,232 m ³	55,620 m ³	△25,612 m ³	△31.53
用紙類使用量	1,169,040 枚	1,066,862 枚	△102,178 枚	△0.09
水道使用量	9,735 m ³	8,299 m ³	△1,436 m ³	△14.75

第3章 計画の推進体制

本計画の実効性を高めるために、以下の体制・考え方に基づいて進行管理を行う。

1. 組織図



2. 構成図

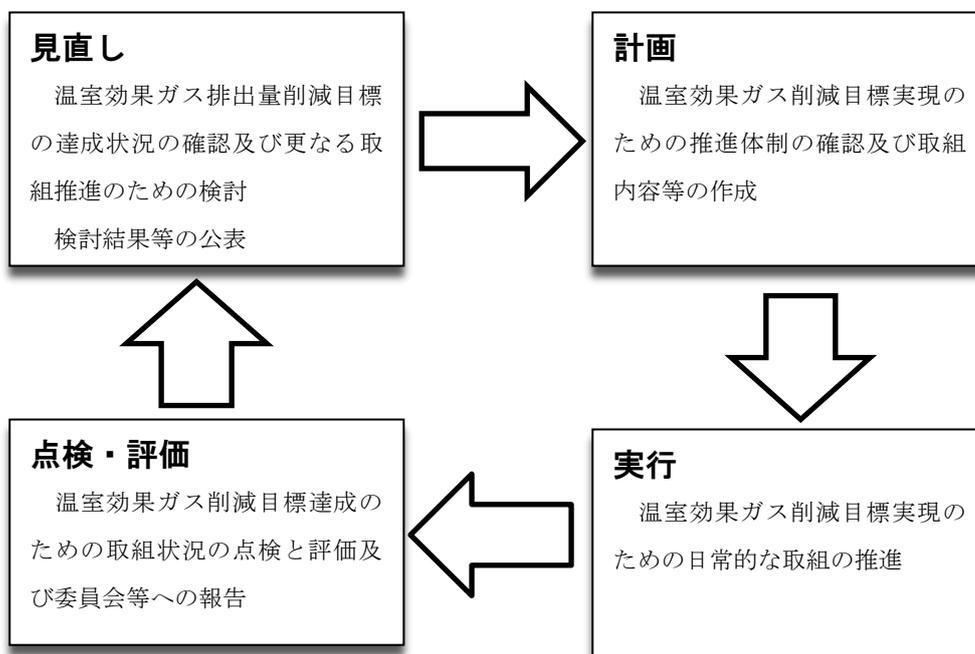
部・局等	課等	
この組織の長が環境管理推進責任者	この組織の長が環境管理推進副責任者	環境推進員
企画部	人事秘書課	各課等の係長級の職員1名 環境管理推進副責任者の指名を受けた者
	企画政策課	
	企業誘致課	
総務部	総務課	
	財政課	
	財産管理課	
	税務課	
	収納課	
危機管理部	危機管理課	
市民環境部	市民課	
	保険年金課	
	生活環境課	
	産業課	
健康福祉部	社会福祉課	
	高齢福祉課	
	子育て支援課	
	健康推進課	
建設部	土木課	
	都市計画課	
	上下水道課	
	新清洲駅周辺まちづくり課	
会計管理者	会計課	
議会事務局	議事調査課	
教育委員会事務局教育部	学校教育課	
	生涯学習課	
	スポーツ課	
	学校給食センター管理事務所	
監査委員事務局	監査課	

第4章 計画の進行管理

1. 進行管理の仕組み

清須市地球温暖化対策実行計画では、年度ごとの取組を進行管理できる環境マネジメントシステムを構築し、本計画の定めた温室効果ガス排出量の削減目標の実現に努めます。

進行管理の仕組み図



第5章 取組内容

1. 職員共通の取組

本計画では、職員一人ひとりの環境配慮意識の向上が重要であり、環境省温室効果ガス排出抑制等指針「業務部門における排出の抑制等」に基づき次に示す取組を推進します。

【日常業務に関する取組】

項目	取組内容
空調	・空調設定温度・湿度の適正化
	・使用されていない部屋の空調停止
	・換気運転時間の短縮等の換気運転の適正化
	・夜間等の外気取入れ
給排水・給湯	・冬季以外の給湯供給時間の短縮
照明	・照明を利用していない場所におけるこまめな消灯
	・照明を利用していない時間帯におけるこまめな消灯
昇降機	・職員の使用を控える
事務機器	・使用しない時間帯における電源の遮断
公用車	・エコドライブの推進

【省資源の推進】

項目	推進内容
用紙類	・両面コピー、裏面利用の徹底
	・資料の共有化や簡略化
	・庁内情報システムの有効利用
廃棄物リサイクル	・排出ゴミの分別促進、資源化促進
	・割り箸・紙コップ使用自粛（マイカップ等利用促進）
	・封筒、ファイル等の再利用促進
物品購入	・プリンタのトナーカートリッジの回収とリサイクルの推進
	・グリーン購入の推進

【ノーマイカーデーの推進】

毎月「0」が付く日を「ノーマイカーデー」とし、公共交通機関等による通勤をします。

2. 庁舎・施設管理等所管職員の取組

庁舎や施設の設備機器の更新の際に、温室効果ガス排出量の少ない設備機器に買い替えることが最も大きな効果を発揮しますが、それだけでなく、当該設備機器の運用改善、運転制御や補修・改修工事の際の工夫でも、大きな効果を得ることができます。庁舎・施設管理職員等は次の取組を推進します。

【庁舎等の保守・管理に関する取組】

項 目	取 組 内 容
熱 源	・密閉式冷却塔熱交換器のスケール除去
	・冷却塔充填剤の清掃
	・冷却水の適正な水質管理
空 調	・温湿度センサー・コイル・フィルター等の清掃
照 明	・照明器具の定期的な保守及び点検

【庁舎等の設備・機器の運用改善に関する取組】

項 目	取 組 内 容
熱 源	・冷温水出口温度の適正化
	・熱源台数制御装置の運転発停順位の適正化
	・冷温水ポンプの冷温水流量の適正化
	・熱源機の運転圧力の適正化
	・熱源機の停止時間の電源遮断
	・熱源機のブロー量の適正化
	・燃焼設備の空気比の適正化
空 調	・ウォーミングアップ時の外気取入れ停止
	・空調機設備・熱源機の起動時刻の適正化
	・冷暖房の混合使用によるエネルギー損失の防止
	・除湿・再熱制御システムの再加熱運転の停止
給排水・給湯	・給排水ポンプの流量・圧力の適正化
	・給湯温度・循環水量の適正化
受 変 電	・コンデンサーのこまめな投入及び遮断（力率改善）
	・変圧が不要な時期・時間帯における変圧器の停止

【庁舎等の設備・機器の導入、更新に対する取組】

項 目	取 組 内 容
熱 源	・エネルギー消費効率の高い熱源機への更新
	・経年劣化等により効率が低下したポンプの更新
	・ヒートポンプシステムの導入
	・ポンプ台数制御システムの導入
	・ポンプの可変流量制御システムの導入
	・熱源機の台数制御システムの導入
	・大温度差送風・送水システムの導入
	・配管・バルブ類又は継手類・フランジ等の断熱強化
空 調	・空調対象範囲の細分化
	・可変風量制御方式の導入
	・エネルギー消費効率の高い空調機設備への更新
	・全熱交換器の導入
	・スケジュール運転・継続運転制御システムの導入
受 変 電	・エネルギー損失の少ない変圧器への更新
	・デマンド制御の導入（ピーク電力の削減）
照 明	・高周波点灯形（Hf）蛍光灯の更新
	・照明対象範囲の細分化
	・初期照度補正又は調光制御
	・人感センサーの導入
	・高効率ランプへの更新
	・LED照明への更新
昇 降 機	・インバータ制御システムの導入
	・人感センサーの導入
建 物	・高断熱ガラスの導入
そ の 他	・庁舎の新築や増改築、設備機器の補修改修時には、再生可能エネルギー（太陽光・太陽熱）導入について検討する。

3. 評価票及び記録票の作成

清須市環境推進員は、「チェック項目と計画項目別表」から項目を選択し、各課ごとに取組みをした項目の評価票を作成します。また、取組みが不十分な項目については、原因と改善策等を取りまとめて評価します。

また、電気使用量、燃料使用量、水道使用量、紙類使用量、公用車の走行距離、ごみ排出量については年間使用量の数量をまとめて記録票を作成します。

評価票と記録票は、評価後と集計後に環境管理事務局（生活環境課）へ提出します。

【チェック項目と計画項目別表】

チェック項目		計画項目
電気使用量 削減	照明	始業時の点灯は、始業時刻とする。
		昼休み、残業時における不必要な照明は消灯し、退室、退庁時には、消灯の確認をする。
		ロビー、トイレ、廊下等の照明は、必要最小限の点灯とする。
		毎月「0」の日及び毎週水曜日は、「ノー残業デー」とし職員は定時退庁する。
		電球は低電力商品を購入する。
		施設のライトアップ等屋外照明の時間短縮や間引き点灯、LED電球等省電力電球の使用を検討する。
		計画的な事務処理による効率化を心がけ、定時退庁を推進する。
	空調	施設等の空調は、施設の代表者が管理者として運転管理する。
		職員に夏季はクールビズ、冬季はウォームビズを推奨する。
	エレベーター	職員は基本的にはエレベーターは使用せず、階段を利用する。
	事務機器・ その他の電 気製品	省電力機能のある事務機器は、省電力モードに設定する。
		パソコン等2時間以上使用しないときは電源を切る。
		未使用時並びに帰宅時は、支障のない限りコンセントを抜くか、OAタップに接続して待機電力を抑える。
	機器の更新時は、省エネルギー型の機器とする。	
湯沸かし器	湯のみ洗浄時のお湯の使用を、5月～10月まで使用しない。	
燃料使用量 削減	公用車	アイドリングストップ、急発進・急加速を行わず、経済運転を励行する。
		不用な荷物は載せたままにしない。

チェック項目		計画項目
燃料使用量 削減	公用車	出張等は、公共交通機関を積極的に利用する。
		近距離の移動は、徒歩とする。
		タイヤの空気圧の点検と適正化を行う。
		車両の更新時は、低燃費・低公害車を購入する。
水道使用量 削減	水道	流しっぱなしをやめ、日常的な節水に心掛ける
		節水栓にするなど水量を調節する。
		公用車の洗車時は、バケツを利用する。
紙類使用量 削減	用紙	両面コピー、両面印刷をする。
		ミスコピーをしないよう努め、また、させないよう心掛ける。
		ミスコピー等の裏面利用をする。
		電子データを利用し、紙の使用を控える。
		使用済み封筒を再利用する。
		印刷部数は、適正部数を考えて作成する。
ごみ排出量 の削減	コピー・印刷用紙	再利用できるものが混ざっていないか。
		付箋、クリップは付いていないか。
	一般用紙・雑誌	窓空き封筒のセロファンをはがしてあるか。
		付箋、クリップは付いていないか。 私物の購読物(雑誌)は捨てていないか。
	新聞紙・段ボール	正しい分別方法で、資源として排出する。
	燃えるごみ	資源は捨てない。 自販機のパック類を捨てない。
		私物ごみ
	ノーマイカーデー (温室効果ガスの排出量 削減)	毎月「0」の日は、ノーマイカーデーとし、公共交通機関等により通勤する。
	グリーン購入	物品購入時・外部印刷時はグリーン購入に心がける。
	建物の建築、管理等 (環境にやさしい施設整備、 環境負荷の少ない作業の推進)	メンテナンスしやすい構造・設備・機器を選択し、長寿命化を図る。
施設の高気密、高断熱を図る。		
雨水利用や雨水の地下浸透に配慮した施設整備を推進する。		
壁面緑化を推進し、植栽等について適正な維持管理に努める。		

チェック項目	計画項目
建物の建築、管理等 (環境にやさしい施設整備、環境負荷の少ない作業の推進)	公共施設の建設、改修には太陽光発電など自然エネルギーの導入を推進する。
建物の建築、管理等	建設廃棄物の排出抑制、リサイクルを推進し、再生材等の利用を促進する。
	建設廃棄物の適正処理の徹底を図る。
	合板型枠の効率的・合理的利用、鋼板型枠の利用や型枠を使用しない施工に努める。
	建設機械等については、低公害型建設機械の使用を発注者として促す。
	作業による排出ガス、粉じん、騒音、振動、汚水、悪臭、地下水低下等の公害防止対策を徹底する。
職員に対する意識啓発	環境保全活動の参加、環境保全に関する研修を行う。
	実施状況や環境保全に関する情報を「庁内LAN掲示板」により提供する。
	環境保全などの提案を募集する。
	「マイ箸」「マイボトル」を推奨する。
	地域で取組む環境保全活動(地球温暖化防止活動)に参加する。
	職場で実施している省エネルギーやごみの分別等環境保全行動を家庭や地域で実践する。

4. 事務局の取組

本市環境管理推進委員会の環境管理事務局（以下、「事務局」という。）は、職員共通の取組を実施しつつ、次の取組についても実施します。

① 計画の推進

全体全庁的な温室効果ガス削減（抑制）の取組を形骸化させることなく、継続的に実施していくためには、継続的な意識啓発と基礎的な情報提供が欠かせません。事務局は温室効果ガス削減だけでなく、省エネや節電、ゴミの減量化等の関連ポスター等の掲示、職員向けの情報発信等、様々な手段で職員等への意識啓発活動も推進します。

② 活動実績のとりまとめと公表

事務局は、各課等の所管施設等でのエネルギー使用料やその他の取組結果を取りまとめ、清須市地球温暖化対策委員会に報告します。また事務局は法に基づき、施策の実施状況を公表します。